

## 更新申請前後の契約権限の変更について



### 令和5年4月から契約権限を変更する場合

契約権限を譲り受ける事業所がシステムに登録されている(IDがある場合)

- 更新申請の中で契約権限の変更を行ってください。

契約権限を譲り受ける事業所がシステムに登録されていない(IDがない場合)

- 又は の方法になります。

その事業所について新規申請(書面による申請)を譲り受ける内容で行ってください。

現在契約権限のある事業所の更新申請を行い、令和5年4月以降に契約権限の変更を行ってください。

### 令和4年度中から契約権限を変更する場合

更新申請前に契約権限を変更する場合

- 契約権限の変更は時間がかかりますので、早めに申請を行ってください。その後、変更後の内容で更新申請を行ってください。契約権限の変更中はシステム上、更新申請ができない場合があります。

更新申請後に契約権限を変更する場合

- 更新申請後は「令和3・4年度名簿」と「令和5・6年度名簿」のデータは別に保存されています。「令和3・4年度名簿」で契約権限の変更を行っても、その内容は「令和5・6年度名簿」には反映されません。

そのため、更新申請後に事業所間の契約権限の変更をする場合には、「令和3・4年度名簿」と「令和5・6年度名簿」の2回書類を提出していただく必要があります。

なお、この場合は、譲り受ける事業所のIDが「令和3・4年度名簿」と「令和5・6年度名簿」とで変わってしまいます。(令和4年度中に利用者登録したICカードは令和5年度以降使用できなくなります。)あらかじめご了承ください。

